

～男女共同参画であなたもわたしもハッピーに～

ウィズレター

2023 年
11 月
55 号

発行 市川市 総務部 多様性社会推進課

市川市市川 1-24-2 電話 047-322-6700

市川市男女共同参画センターウィズ 

男女共同参画センター（愛称 ウィズ）は、性別にかかわらず対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設です。

愛称の“ウィズ”は、男女ともに、老いも若きもともにという意味が込められています。

11月はDV（ドメスティック・バイオレンス）根絶強化月間

市川市では、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間（11月12日～11月25日）にあわせて、11月を「DV根絶強化月間」に位置付けています。

運動期間中には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国のタワーやランドマークなどを紫にライトアップする、「パープル・ライトアップ」が実施されます。

市川市のDVに関する相談の年間件数は、令和2年度1,015件、令和3年度1,399件、令和4年度1,390件と、高水準で推移しています。DVについて理解と関心を深め、DVの未然防止・早期発見に繋がっていきましょう。



DVの形態・仕組み・相談窓口

DVとは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことです。「暴力」には、様々な形態が存在します。

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、刃物で脅す など
精神的暴力	怒鳴る、人前で馬鹿にする、無視する、行動を監視する など
経済的暴力	生活費を渡さない、勝手に借金をつくり返済を強制する など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない など
子どもを巻き込んだ暴力	子どもに暴力を見せる、自分の言いたいことを子どもに言わせる など

DVには多くの場合、



というサイクルがあり、エスカレートする傾向があります。DVは、家庭内・パートナー間の問題として見

過ごされてしまうこともあり、被害者が周りの人にDV被害を打ち明けることは簡単なことではありません。誰にも言えない、そんな時は市川市や千葉県の相談窓口にご相談ください。秘密は守られます。

相談窓口

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

<DV相談ナビ>

☎ #8008

<DV相談プラス>

☎ 0120-279-889

<性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター>

☎ #8891

その他千葉県内の相談窓口は
こちらをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html>

【市川市】

<女性のためのあらゆる相談>

☎ 女性 ☎ 047-323-1777

・平日 9:00~16:00 (12:00~13:00 除く)

・土曜日 9:00~12:30

※日曜日・祝日・年末年始・毎月最終火曜日 休室

【千葉県】

<女性サポートセンター>

☎ 女性 ☎ 043-206-8002

24時間365日対応

<千葉県男女共同参画センター>

☎ 女性 ☎ 04-7140-8605

火~日曜日 9:30~16:00

☎ 男性 ☎ 043-308-3421

火・水曜日 16:00~20:00

土曜日 12:30~16:30



ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2023

12月4日~10日の人権週間にあわせ、人権について考え、理解を深めてもらうための人権啓発イベント「ハートフルヒューマンフェスタいちかわ2023」を開催します。

日時：12月9日（土）13:30~15:45

場所：全日警ホール（市川市八幡 4-2-1）

内容：なだぎ 武氏による講演

『いじめに負けず、明るい未来をつかみ取る方法』

中学生による人権作文朗読

小中学生による合唱披露

第22回千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト作品展

入場無料です。右記二次元コードより、ぜひご参加ください。



ハートフルヒューマンフェスタ 2023
イベント申込用フォーム

学ぼう！セクシャルマイノリティ

ウィズレターでは43号よりセクシャルマイノリティ（LGBTQ+）の記事を連載しています。今回は、前述の「人権週間」について説明します。

昭和23年12月10日、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日は「人権デー」と定められています。その人権デーを最終日とした1週間が「人権週間」で、全国各地で人権啓発活動が強化して行われます。セクシャルマイノリティに対する偏見や差別、それ以外にも、こどもの人権問題、部落差別（同和問題）といった多様な人権問題は依然として存在しています。この人権週間をきっかけに、人権について考えてみませんか。